

改定亀岡市地域福祉計画

平成30年度 中間見直し報告書



平成31年3月
亀岡市

はじめに

昨今、全国的に進行する人口減少、少子高齢化等に伴い、地域社会を取り巻く環境は急速に変化しており、地域の福祉課題もますます複雑・多様化してきています。こうした状況の中、住民一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、行政、地域住民、関係機関が連携して支えあう地域づくりが求められています。



本市では、平成28年3月に「改定亀岡市地域福祉計画」を策定し、様々な福祉課題の解決に向けた取り組みを進めてきました。今回、策定から3年を迎える中で、これまでの取り組みをより地域の実情に即したものに直すため、「改定亀岡市地域福祉計画」の中間見直しを行いました。

この中間見直しでは、これまでの取り組みの検証や課題整理、今後の方向性などについて検討し、住民や関係団体など地域に関わる全ての人が連携し、共に生き、共に支え合える「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めていくための施策を新たに盛り込んでいます。

また、多様化する福祉課題に対応していくため、昨今の社会情勢や計画策定以降の制度改正を踏まえ、本市が進める地域福祉のあり方や次期改定に向けた取り組みの方向性についても取りまとめています。

今後とも市民の皆様、関係機関、団体の皆様とともに地域福祉施策を着実に進め、地域福祉の推進に努めてまいりますので、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、この「改定亀岡市地域福祉計画中間見直し報告書」の作成にあたりまして、貴重な御意見・御提言をいただきました「亀岡市地域福祉計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、報告書作成に御協力いただきました多くの方々に心から感謝を申し上げます。

平成31年3月

亀岡市長 桂川 孝裕

中間見直しにあたって

亀岡市地域福祉計画策定委員会委員長

佛教大学教授 岡崎 祐司

亀岡市地域福祉計画は平成18年3月に策定され、その後平成28年3月に第二期の地域福祉計画を策定しました。そして「亀岡市の地域福祉計画」を踏まえて「亀岡市社会福祉協議会の地域福祉活動計画」が策定されました。この二つの計画は、自動車であればエンジンにつながって駆動する両輪と言えるものです。

福祉系の行政計画は通常、4年から5年の期間で見直しが行われますが、今回はその期間を待たずに、中間見直しを行いました。ただし、第三期の計画としたのではなく、第二期地域福祉計画に改定を加えたものです。それは第二期計画に大幅な見直しが必要になったからではなく、第二期計画の方針をいっそう強化するために補強する内容を加える必要がでてきたからであり、その背景に、ここ数年の社会変化でよりはっきりしてきた、そして対応すべき地域福祉課題ができたからです。

そうした内容は本文に説明されていますが、ここでは基本的な考え方・理念について、「前置きの説明」をしておきたいと思います。

1. 「地域包括ケアシステム」と「地域共生社会」

地域福祉に関わって、最近強調されているのは、「地域包括ケアシステム」と「地域共生社会」という二つの考え方です。これらは、厚生労働省の基本政策になっています。しかし、それぞれをどう捉えるのかについては、さまざまな議論や見解があります。「わかるようで、わかりにくい」という声もありますし、実践しながらこの二つの意味をつかもうという地域もあります。政策的に重視されているからといって、あらかじめ厳密な定義が与えられているわけではありません。そのことは、決して悪いことではありません。ケアや福祉は実践を伴って検討されるべきですので、「どこかの偉い人」が作った固定した定義を日本中の全ての地域に当てはめるというやり方で定着するものではなく、基本的な考え方・方針を踏まえて各地域で主体的に取り組みながら、その在り方を作り出すものなのです。

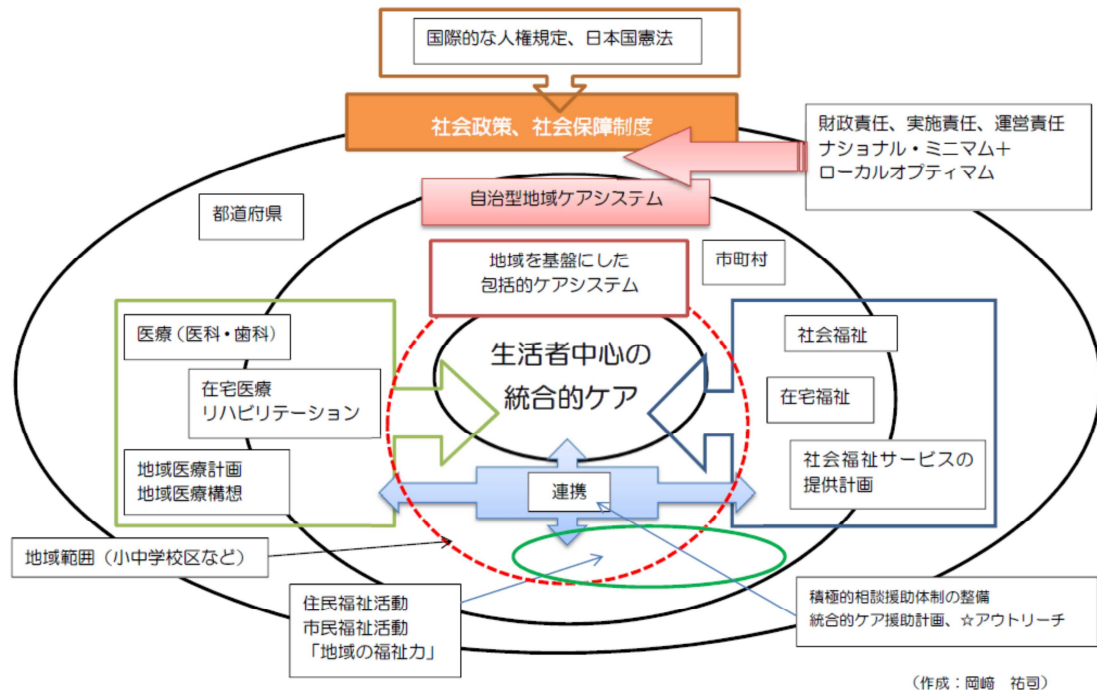
2. 「地域包括ケアシステム」と地域福祉

「地域包括ケアシステム」とは、住み慣れた地域で、病気・障がいのある人・生きづらさを感じる人等が自らの「生・生活」を営むために専門的ケアや生活援助サービスを生活の中に取り入れ、また住民の支援を受けることによって、個人として尊厳が守られ、また住民として地域に参加できる生活をつくる、そのためのシステムや連携のことです。包括ケアですので、なんといっても医療（医科・歯科）と社会福祉サービスがその第一線であり、それらの連携、相談援助やアウトリーチ（申請を待つのではなく、専門職が地域に入り生活困難を抱える人、ニーズをもつ人を探り当てる）の体制づくり、住宅（居住）の確保、介護保険サービス・障がい者サービスの充実など、専門機関と専門職、行政と行政職員の責任と役割の発揮が求められます。そして、その人らしい生活をつくるために、専門的ケアだけではなく、人と人が支えあう住民福祉活動も大きな役割を持ちます。なぜなら、生活とは多面的で地域性・文化性をもつからです。病気・障がいのある人・生きづらさを感じる人たちに、住民福祉活動だからこそ果たせる役割や、一味違う支援があります。それは、これからの亀岡市の「地域包括ケアシステム」をより豊かに発展させるためにも、それに関する住民の関心を高めるためにも重要なことです。

「地域包括ケアシステム」の構築は「地域福祉の充実」という土壌を必要とし、地域福祉は「地域包括ケアシステム」という専門体制が整備されることによって、その役割をいっそう豊かに発揮することができます。

参考までに、私が提案している地域ケアシステムの考え方を示しておきます。（なお、この提案は、研究者としてのわたしの提案であり、本計画に反映されているものではありません。）

＜生活者を中心とした重層的な地域ケアシステム＞



これは、生活者＝一人の住民を真ん中において、同心円で地域ケアの仕組みを構想したものです。真ん中にある「生活者中心の統合的ケア」というのは、病気・障がいのある人が医療や福祉、ほかの支援を自分の生活のなかで「統合」して地域でくらすことを意味しています。医療内部の連携や医療と福祉の連携、あるいは民間と行政の連携とよく言いますが、これは事業者や専門職の都合で連携するものではなく、病気・障がいのある人の生活の質を高めるために連携するものでなければなりません。だから、「生活者中心の統合的ケア」の下に「連携」と書いています。これが地域ケアシステムの中核をなすものです。

地域ケアシステムは、小学校・中学校区ー地域包括支援センターエリアなど小地域単位で整えるのが望ましいのですが、やはり亀岡市のなかでひとつの形になっていかなければなりません。それは、行政職員、専門職員と住民が一緒になってつくるもので、それを「自治型地域ケアシステム」としています。しかし、それは政府の役割と切り離されて市町単位で独自につくられるものではありません。当然、「自治型地域ケアシステム」を支える政府の法律・財政や制度づくりの責任があります。そして、ケアや福祉は人権にかかわるものですので、憲法や国際的な人権規定を地域で具体的に活かすことを意味するのです。

3. 「共生」とはどういうことか

「地域共生社会」（わが事・丸ごと地域共生社会）は、計画本文で説明されているとおり、厚生労働省がこれからの地域の在り方として提起している方針です。しかし、これも中央が作った方針や発想を鋳型のように亀岡市に当てはめれば、住みやすい地域になるというものではありません。その意味を、じっくり考え実践で検証しながら「共生の思想」や、わが事・丸ごとの意味を掴みなおす必要があります。

「共生の思想」と書きましたが、共生とは読んで字のごとし、「共に生きる」ことですが、それほど単純な考え方ではありません。共生は、1990年代から哲学、宗教学、政治学、経済学、社会学、建築学、環境学など様々な学問において、また学問の垣根を越えて議論が重ねられてきたものです。もし多数者や力のある人たちが、少数の人や力の弱い人のことを深く理解せず、「とにかく一緒には生きてあげよう」、「ただしこっちの領域には深入りしないように」、「そっちの領域にも入らない」という態度であれば、共生ではなく「棲み分け（すみわけ）」にすぎません。実は、多数者や力のある人たちの態度をどう変えるのかという観点が、「共生の思想」においては重視されてきたのです。

4. 「共生」をめぐる三つの発想

掻い摘んでいうと、共生には「聖域的共生」、「競争的共生」と「共同的共生」の考え方のタイプがあるといわれてきました。「聖域的共生」とは、違う者同士の聖域を守るという発想にたち、棲み分けによって共に生きている形を作ろうとするものです。したがって、相互理解はあまり進まず、排除の動きにも敏感ではありません。「競争的共生」は、少数の人を排除することや、みんなを同じにしようとする傾向＝同質化には批判的ですが、社会の中の激しい生存競争があることは前提とし、その生存競争の結果、困難を抱える人・生きづらさを持つ人がでてきても、それはやむを得ないことであり、そのことまで積極的に改善しようとは考えません。

「共同的共生」とは、人権や平等を基本にした考え方です。つまり、共に生きるために機会の平等だけではなく、社会制度を使った実質的平等を目指し、多数者にとっては異質の人、理解が難しい人をも理解しようと努める、共に生きるとはどういうことかを活動しながら探ろうとする考え方です。そこでは、相互理解の努力に時間と力を注ぐことや、社会資源の配分やシステムを作ろうとすることが重視されます。そして多数者や強い立場にある人が、体験や対話から学び、「自ら変わろうとする」ことを重視します。

「共同的共生」は人権を守る、個人を尊重することと共生を両立させようとするからです、それを推進しようとする市民は、人権や個人の尊重を脅かす動きには敏感に反応し、そうした問題を克服していこうと努力しなければなりません。「共同的共生」とは人権尊重型の共生といってよいのかもしれません。

5. 市民が挑戦する価値のあるテーマ

ただし、「地域共生」を進めようと掛け声をかけたからといって、はじめからこの活動は“聖域型・棲み分け型”であるとか、“競争型”であることがはっきりしているわけではありません。わたしたちが、相互理解や学びあいに努力し、平等や人権の追及、偏見・差別・排除（につながることに敏感になること）、自らの一面的理解を戒めようとするなど、“自ら変わろう”と努力しなければ、ほんとうの共生にはならない、ということなのです。

「共生」を実現するとは簡単なことではないと思います。しかし、「地域共生」とは市民社会がこれから挑戦する価値のある重要な活動であると思います。

これまでも、地域において「共生」の取り組みは様々行われてきたと思います。そうしたことからしっかり学びながら、「地域共生社会」の実現にむけて、取り組みを積み重ね、交流しながら“こういうことではないだろうか”とその中身を市民が主体的につくって行く姿勢が大切になります。

「地域共生」は市民の自覚的取り組みを積み重ねることによって、“こういうことなのか”という確信を自分たちで作っていくもの、わたしたちが主体的に作るものだと思います。またこれまで、地域において「共生」の取り組みは様々行われてきたと思います。誰か（中央）が作った定義を地域に当てはめるものではない、というのはこうした意味からきているのです。

6. 中間見直しの内容

地域福祉は、具体的な取り組みや経験の積み重ねです。すべて法制度にあてはまるものではなく、住民と専門職、行政職員が協働して作り出すものが多いのが地域福祉の特徴です。今回の計画の中間見直しでは、いま地域で直面している課題として、「権利擁護システム」の整備や相談体制の充実、地域のネットワークの強化と人材育成、そして防災・災害時の対応システムをあげました。現実問題として、こうした課題が浮かび上がってきたからこそ、今回の中間見直しの必要性ができました。ぜひ、本文をお読みいただき改定方針の示す方向を共有していただき、亀岡市らしい地域福祉の開発を目指していただきたいと思います。

平成31年3月

目 次

第1章	計画の見直しにあたって	1
1	中間見直しの目的	1
2	計画の期間	2
3	計画の位置づけ・他計画との関係	2
第2章	地域福祉を取り巻く環境の変化	4
1	国・府の動向	4
2	社会福祉法の改正	6
3	地域福祉の動向	7
4	亀岡市の現状	9
第3章	3つの基本目標における成果と課題	15
1	基本目標1 顔の見える関係づくりを進める「絆づくり」	15
2	基本目標2 助け合いのできる地域をささえる「人づくり」	18
3	基本目標3 安全・安心に暮らすための「地域づくり」	22
4	住民の意見（策定委員会 ワークショップより）	25
第4章	次期改定に向けた取り組みの方向性	27
1	今後強化すべき取り組みの方向性	27
第5章	重点的に取り組む事項	28
1	重点項目1 地域ネットワークの強化と人材の育成	28
2	重点項目2 生活支援体制の充実	30
3	重点項目3 地域における災害時要配慮者支援	32
第6章	計画の推進に向けて	34
1	多様な関係団体の連携	34
2	社会福祉協議会との連携	34
3	計画の次期改定に向けて	34
◆	参考資料	36
	・取組事例1	37
	・取組事例2	38
	・亀岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱	39
	・亀岡市地域福祉計画策定委員会 委員名簿	41

第1章 計画の見直しにあたって

1. 中間見直しの目的

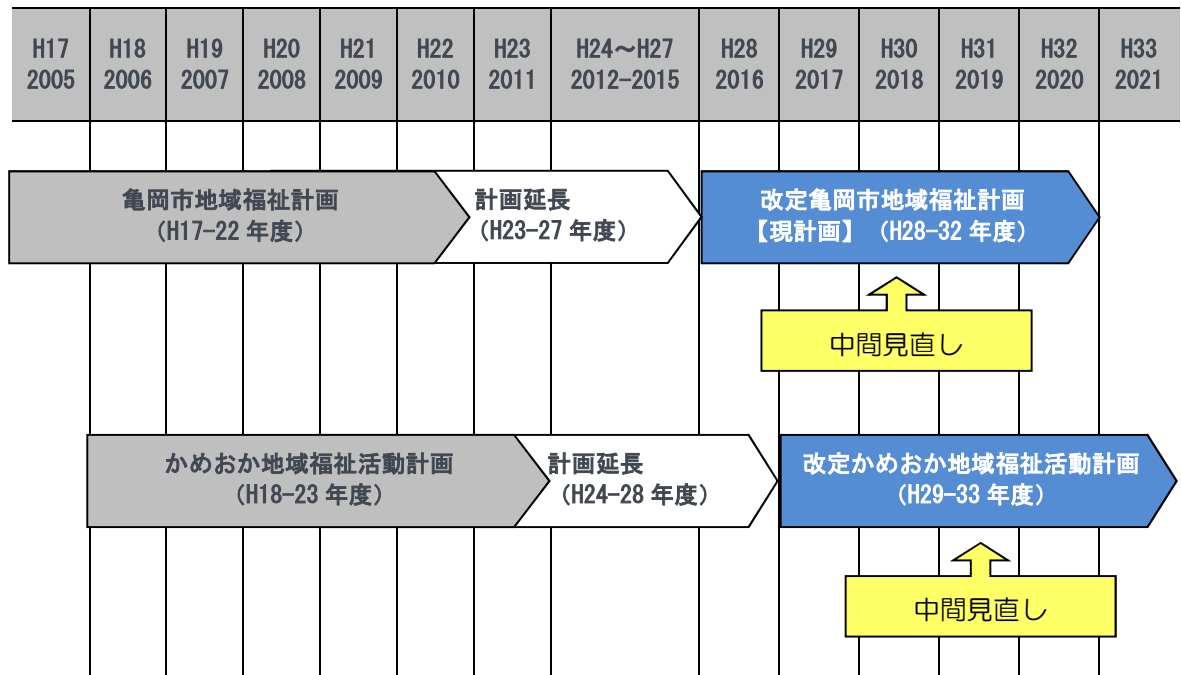
本市では、平成28年3月に「つながり支えあう みんながともに輝くまち かめおか」～絆づくり 人づくり 地域づくり～を基本理念として『改定亀岡市地域福祉計画』を策定し、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」の推進を図ると共に、地域福祉課題の解決に向けた様々な取り組みを進めてきました。

しかしながら、全国的に進行する人口減少や少子高齢化、核家族化など、地域を取り巻く環境が急速に変化する中、日常生活に支援が必要な高齢者等の増加や地域をささえる担い手の不足などが深刻化しており、これまでの取り組みを、より地域の特性や実情に対応した取り組みに見直すことが必要となってきました。

本市では、現計画の計画期間5年間の中間年である平成30年度に、こうした近年の社会情勢の変化や計画策定以降の制度改正を踏まえ、取り組みの中で見えてきた新たな課題に対応するため、これまでの取り組みを検証し、強化すべき方向性を定めると共に、地域福祉のさらなる推進を図るため、見直しを行います。

2. 計画の期間

現計画は、平成28年度から平成32（2020）年度までの5年間を計画期間として取り組みを進めています。平成30年度はその中間年として見直しを行います。



3. 計画位置づけ・他計画との関係

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づいて策定しており、今回の改正社会福祉法により「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。

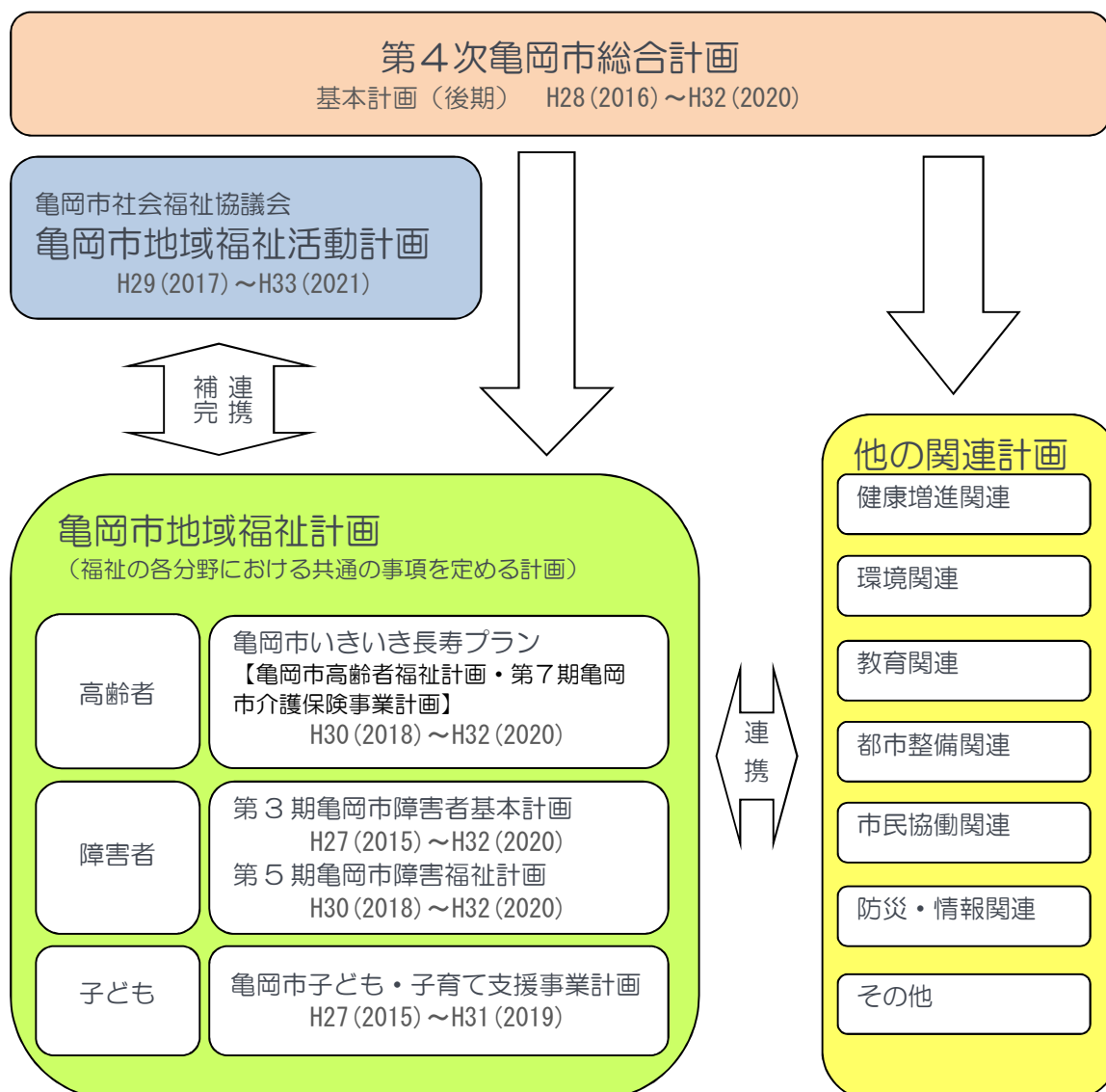
また、福祉以外の分野における諸計画や社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画とも連携し、地域福祉の推進を図ります。

社会福祉法（抜粋）

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項【新設】
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項【新設】



第2章 地域福祉を取り巻く環境の変化

1. 国・府の動向

平成28年6月に閣議決定された『ニッポン一億総活躍プラン』では、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが盛り込まれ、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することが示されました。

これを受けて、厚生労働省では、平成29年2月に、『地域共生社会の実現に向けての当面の改革工程』を決定し、その中で、「地域課題の解決力の強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4つを骨格とする改革を実行することとされました。

また、平成28年4月に『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』、6月に『本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律』、12月に『部落差別の解消の推進に関する法律』という、差別を解消するための3つの法律が施行されました。

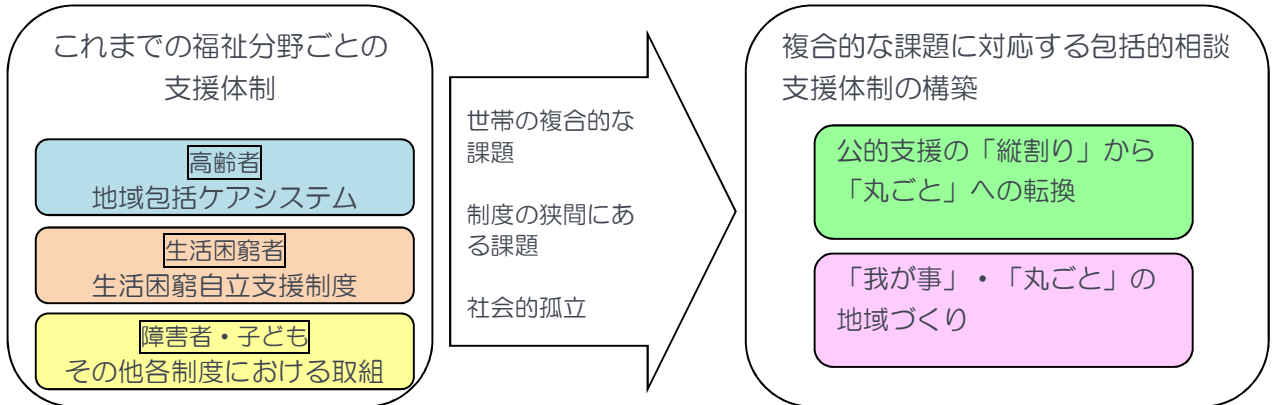
人権を尊重し生活を守ることは、地域福祉の基盤であり、お互いを認め合い、人権を尊重し、共に生きる社会づくりを進めていくことが必要です。そのためには、地域の中で、困難な状況にある人をしっかりと認識し、同じ社会の構成員として包み支え合っていく（社会的包摂）仕組みづくりが必要となっています。

京都府においても、『京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例』や『言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人が支えあう社会づくり条例（聞こえの共生社会づくり条例）』等の地域福祉を具体化する条例が制定されており、現行の『京都府地域福祉支援計画』についても平成30年度で満了することから、社会福祉法をはじめとする各法令の制定・改正及び現在の社会の状況を踏まえ、平成31（2019）年度から5年間を計画期間として改定されます。

「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた取り組み

高齢、障害、児童その他対象者ごとに制度を充実させてきたこれまでの福祉サービスでは対応できない、複雑で複合化した課題に対応するため、各分野をまたがる総合的な支援体制への転換や、住民が主体的に地域の課題に対し他人事から我が事として受け止める体制づくりへの転換が進められています。

＜国が進める地域共生社会の実現に向けた取り組みのイメージ＞



こうした国の動向を踏まえ、市町村では上記のイメージ図のように地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めています。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】



2. 社会福祉法の改正

地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するため、『地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）』により、市町村における包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画の充実等を内容とする社会福祉法の一部が改正されました。

改正社会福祉法の概要（平成 30 年 4 月施行）

「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定【法第 4 条 2 項関係】

支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が主体的に把握し、支援関係機関と連携して解決を図ることを目指す旨が明記されました。

市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【法第 106 条の 3 第 1 項関係】

地域福祉の推進のために地域住民等や支援関係機関が相互協力を円滑に行い、地域生活課題の解決に向け、下記の包括的な支援体制づくりに努めることとされました。

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - 地域住民の相互交流の拠点づくりや研修の実施
 - 地域の課題解決のための財源確保
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
 - 地域住民の相談を受けとめる場の整備及び周知
 - 地域の関係者との連携による課題の早期把握
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
 - 複合的で複雑な課題に対する支援体制と中核を担う機能の整備

地域福祉計画の充実【法第 107 条関係】

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけられました。

3. 地域福祉の動向

1. 生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法は、施行から3年が経過し、生活困窮者に寄り添った包括的支援が様々な分野の関係機関とのつながりの中で実施されてきました。

また、平成30年10月に施行された『改正生活困窮者自立支援法』では、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、「生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化」や「子どもの学習支援事業や住宅支援の強化」などが盛り込まれました。

2. 介護保険・高齢者福祉

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していく必要があります。

平成29年5月に成立した『地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律』では、「地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすること」が求められています。

3. 障害者福祉

平成25年4月に『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』（以下『障害者総合支援法』という。）が施行され、「障害者」の定義に難病等が追加され、「制度の谷間」がないよう支援が行われるようになるとともに、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。その後、平成30年4月の『障害者総合支援法』及び『児童福祉法』の一部を改正する法律の施行（平成28年6月に一部施行）により、自立生活援助や就労定着支援といったサービスの創設や、高齢の障害のある人が、介護保険サービスを円滑に利用するための見直しなどが行われるとともに、障害のある子どもへのサービス提供体制を構築するための障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

4. 児童福祉・子ども・子育て支援

平成24年8月に『子ども・子育て関連3法』が成立しました。これらの法律に基づき、平成27年4月から、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」が施行されまし

た。これにより、各市町村において5年を1期とする『子ども・子育て支援事業計画』を策定し、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計やそれに対応する提供体制、実施時期等を定めることが義務づけられました。また、平成26年度までの時限立法であった『次世代育成支援対策推進法』については、社会全体でのさらなるワーク・ライフ・バランスの浸透や女性が就労の場で活躍できる取り組みの促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを推進するため、平成36（2024）年度末まで10年間延長されました。

5. 保健・健康づくり

平成25年度から平成34（2022）年度までの『二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））』を推進することを目的として、健康増進法に基づく『国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（基本方針）』が改正され、新基本方針に具体的な目標を規定することとなりました。また、平成30年の『健康増進法』の一部改正に伴い、受動喫煙対策における国および地方公共団体の責務や施設の管理者が講ずべき措置等について定められました。



4. 亀岡市の現状

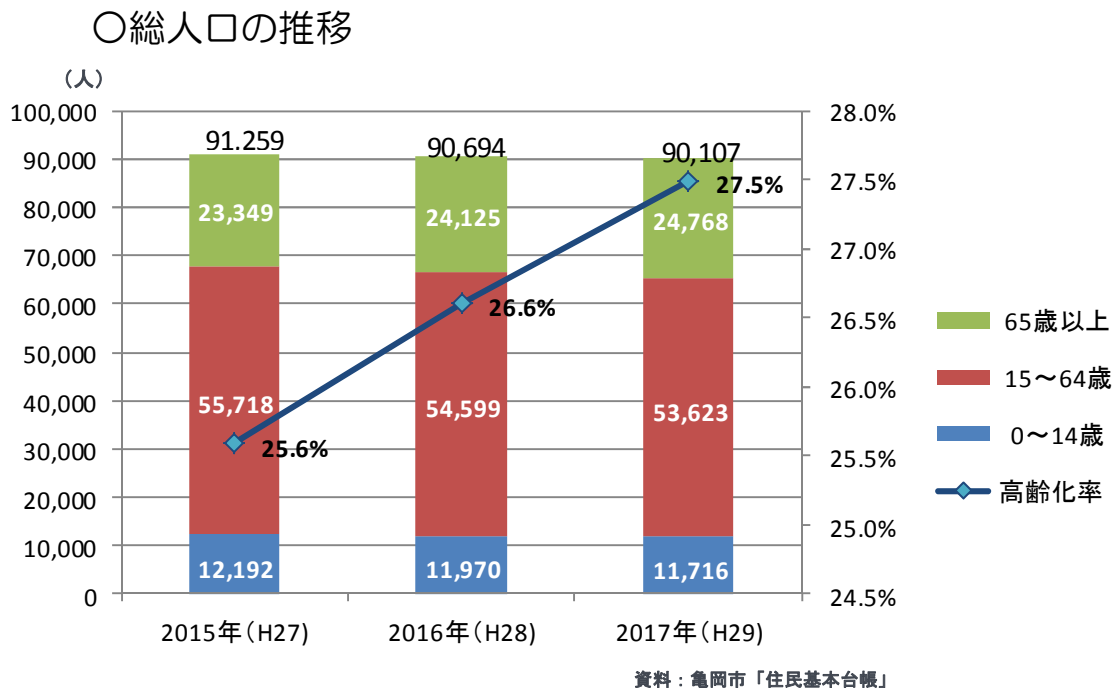
◆3年間の推移

本市では、『改定亀岡市地域福祉計画』に基づき、基本理念である「つながり支えあう みんながともに輝くまち かめおか ～絆づくり 人づくり 地域づくり～」を目指し、貧困や社会的孤立などの地域福祉課題に対し、体系的に取り組みを進めてきました。

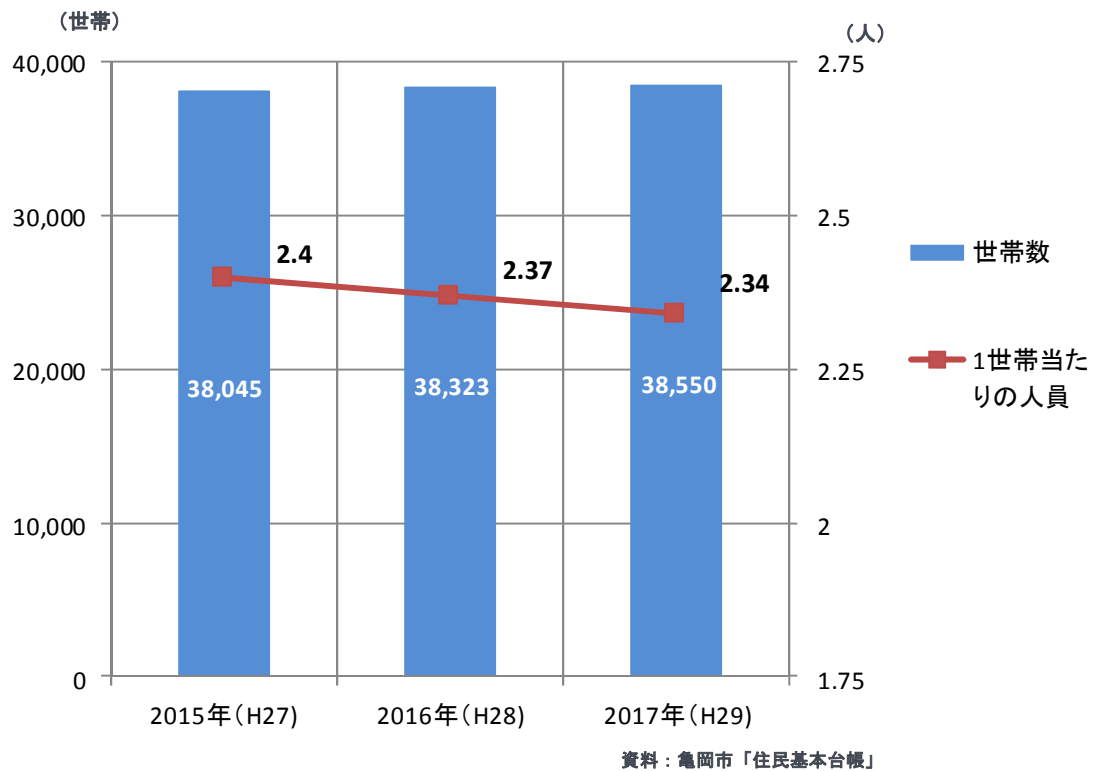
地域では日頃の見守り活動や防災への取り組みなどが進められてきていますが、人口減少、少子高齢化に伴い、ひきこもりなど複雑で見えにくい課題も増えてきています。

1. 総人口と世帯数の推移

総人口は3年間で1,152人減少しています。しかし、「年齢区分別」では、「65歳以上」が3年間で1,419人増加しており、「世帯数」も年々増加し、一世帯当たりの人員が減少している状況です。これは全国的な人口減少の傾向であるとともに、家族の単位が小さくなり、単身者世帯が増加していることにもつながっています。また、高齢化率が年々増加していることから、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加につながっています。

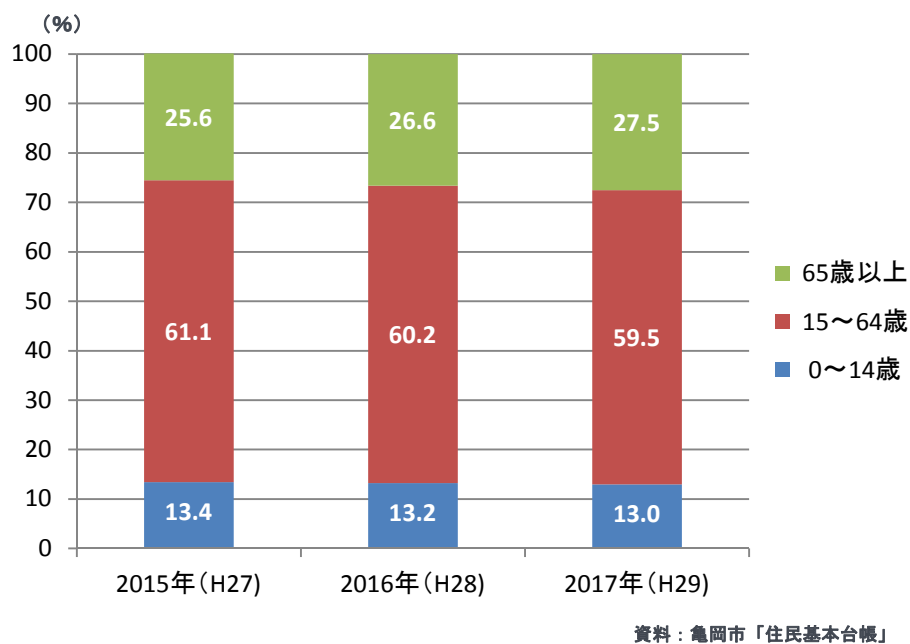


○世帯数の推移



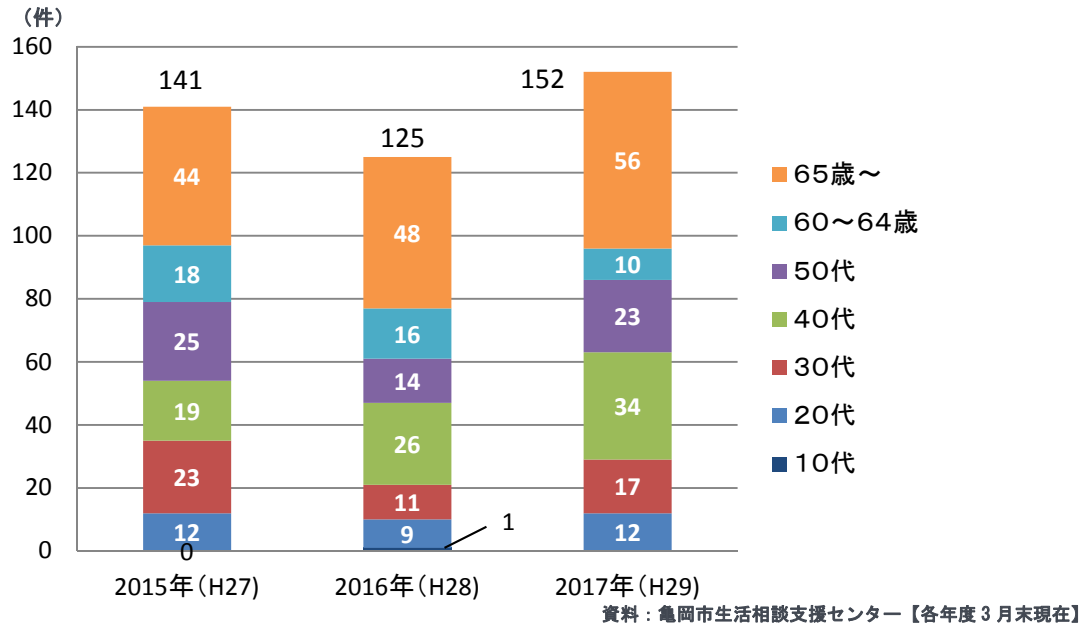
2. 年齢3区分人口の構成比

高齢化が緩やかに進んでいる状態であり、単身者世帯や一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の増加が、社会的に孤立する人を生みだす要因にもなっています。



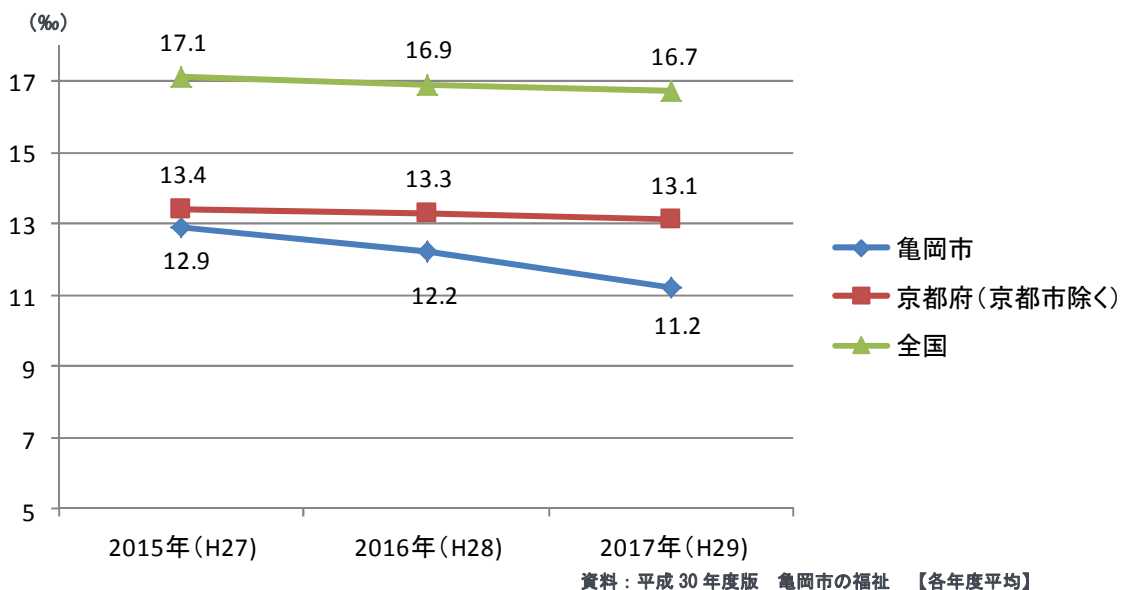
3. 生活困窮者自立相談支援機関での相談件数の推移

自立相談支援機関では、相談支援を通じ生活再建や自立に向けた継続的な支援を実施しており、その相談件数は、増加傾向にあります。

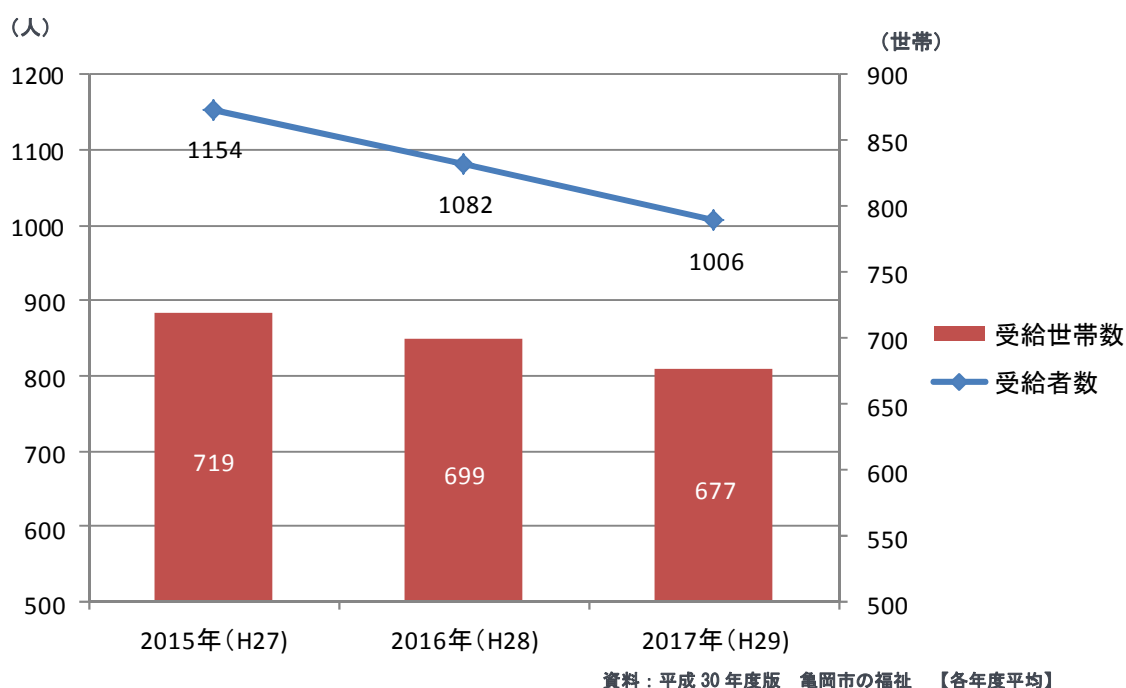


4. 生活保護の状況

生活保護率は、経済状況が比較的安定してきたことに伴い、全国的にほぼ横ばいになっています。本市においては、全国、京都府（京都市除く）に比べ低くなっています。

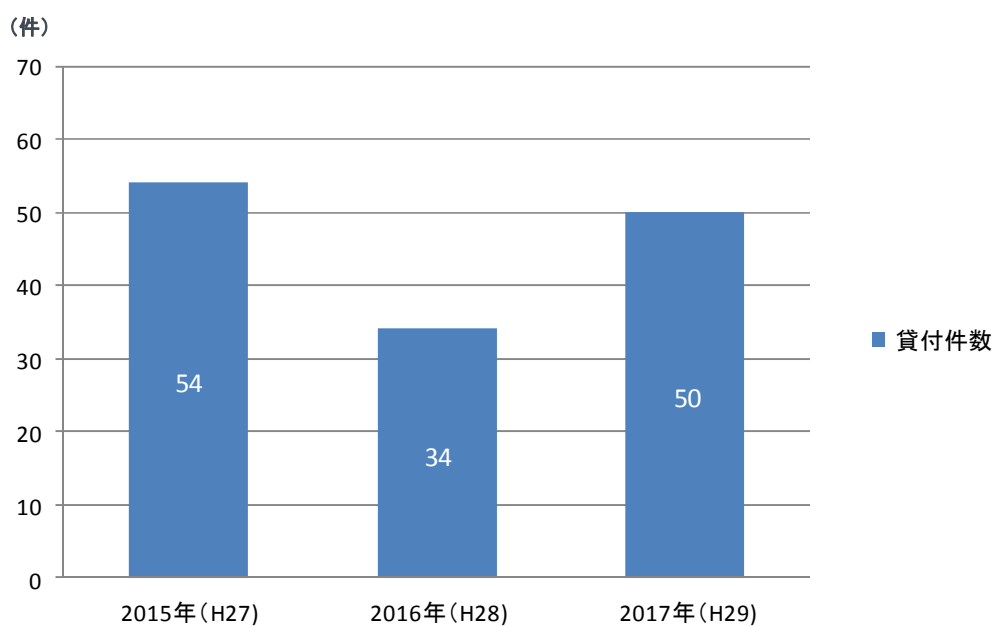


生活困窮者自立支援法の改正に伴う取り組みが、生活保護に至るまでの最後のセーフティネットとして機能した結果、平成 27 年度以降の生活保護受給者及び受給世帯数は減少傾向となっています。



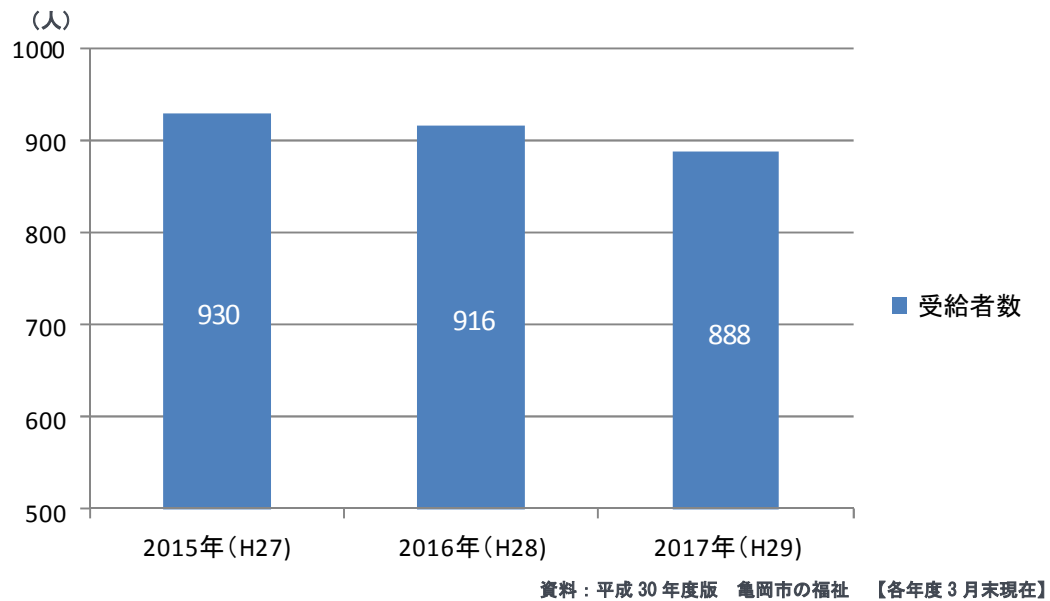
5. 生活福祉資金貸付件数

貸付件数は、平成 28 年度には減少したものの、およそ 50 件程度で推移しています。



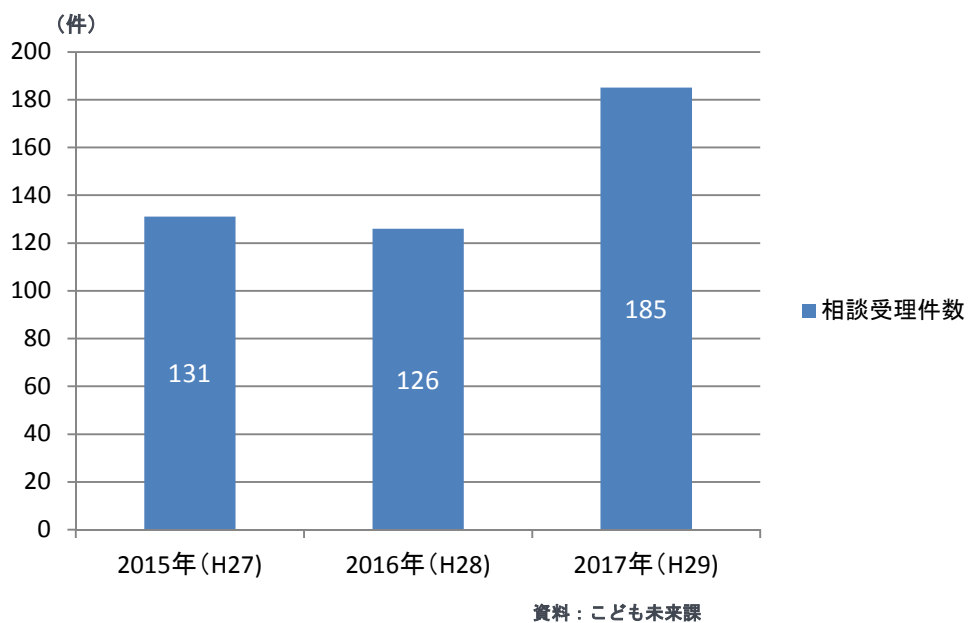
6. 児童扶養手当受給権者数

児童扶養手当受給権者数は、平成27年度以降減少傾向にあります。



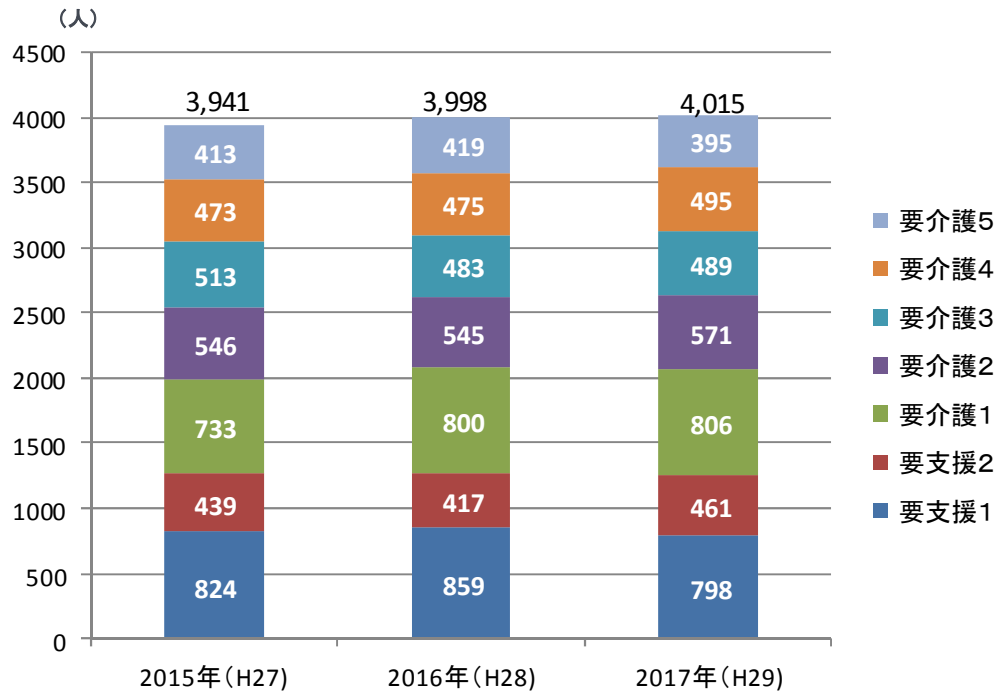
7. 児童虐待件数等

児童虐待相談受理件数は増加傾向であり、3年間で54件増加しています。



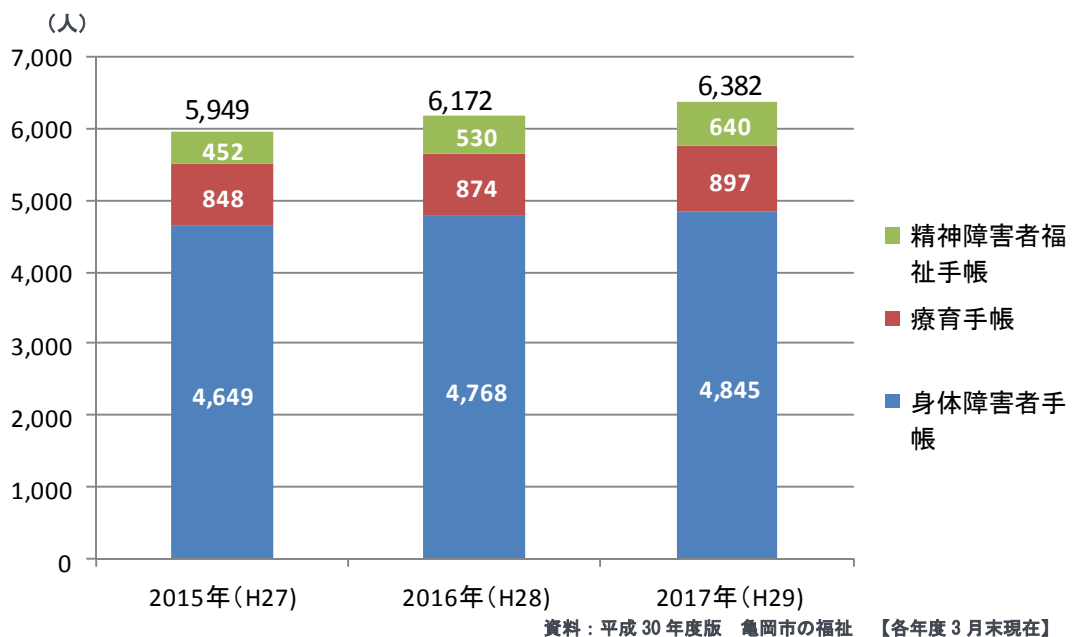
8. 要介護認定者数の推移

高齢者世帯の増加に伴い、介護保険の要支援・要介護認定者数は増加傾向で推移しており、3年間で74人増加しています。また、「要介護1」が806人と最も多く、次いで「要支援1」が798人となっています。



9. 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、いずれの障害においても年々増加しており、全体では、3年間で433人増加しています。



第3章 3つの基本目標における成果と課題

1. 基本目標1 顔の見える関係づくりを進める「絆づくり」

【プログラムの体系】

- (1) 地域の見守りネットワークの充実
- (2) 地域の福祉課題の理解促進
- (3) 生活困窮者への支援
- (4) 社会的孤立の防止

(1) 地域の見守りネットワークの充実

主な取り組み

- 民生委員児童委員の見守り活動の実施 【地域福祉課】
- 既存の福祉サービスでは対応困難な課題に対し、総合相談窓口を開設 【社会福祉協議会】
- 社会福祉協議会と地区社協の連携強化 【社会福祉協議会】
- 身近な相談機関の充実及び連携強化
【地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉協議会】

成 果

- 一人暮らし高齢者や高齢者世帯を中心に民生委員児童委員が見守り活動を実施し、熱中症予防の呼びかけなどを行ったことで、高齢者の安全安心につながった。
- 社会福祉協議会での相談専用電話による受付体制の整備や亀岡駅前出張相談窓口の開設を実施したことで、外出が困難な高齢者など幅広い相談者の受け入れができた。
- 地区社協との連携強化や研修会参加の促進、助成金支援などを実施し、地域活動の活性化につながった。
- 生活困窮者自立相談支援事業ネットワーク推進会議などを通じて、行政、社会福祉協議会、民生委員児童委員、自立相談支援機関、地域包括支援センター等の連携を図った。

【課 題】

- 民生委員児童委員による見守り活動や社会福祉協議会の活動が実施されているが、こうした地域の福祉活動について、住民への周知や関心を高める活動をより充実させる必要がある。
- 社会福祉協議会の亀岡駅前出張相談窓口のように相談窓口の充実が図られているが、更に地域の身近な相談窓口の設置について進める必要がある。

(2) 地域の福祉課題の理解促進

主な取り組み

- 地域福祉の理念の普及・啓発活動の実施
【地域福祉課 社会福祉協議会】
- 人権問題に関する各種啓発事業の実施 【人権啓発課】

成 果

- 「市民福祉のつどい」などのイベントでの地域福祉の啓発活動や「ヒューマンフェスタ」等の人権問題に関する啓発事業を実施し、地域課題を考える機会につながった。

【課 題】

従来の啓発事業、啓発活動にとらわれず、より広く市民に周知するべく効果的な内容に改善を図っていく必要がある。

(3) 生活困窮者への支援

主な取り組み

- 自立相談支援を通じ、生活再建、自立に向けた継続的な支援の実施【地域福祉課 障害福祉課 高齢福祉課】
- 生活困窮者の複合的な課題に対応する取り組みの実施
【地域福祉課 障害福祉課 高齢福祉課】

成 果

- 生活困窮者に対し、生活再建、自立に向けた継続的な支援を実施し、生活保護に至るまでのセーフティネットとしての機能を果たした。(H29 相談件数 152 件)
- 生活困窮者の複合的な課題に対して関係機関と連携したことで、対象者への最善の対応策を検討できた。

【課 題】

- 相談支援機関の利用は増加しているものの、困難な課題を抱え誰にも相談せず支援を受けることができていない人はまだ多くいると考えられる。
- 対象者が抱える課題は福祉や経済的な課題だけでなく、教育、就労、医療等と複雑に絡み合っており、一つの相談・支援機関だけでは解決が難しい状況である。

(4) 社会的孤立の防止

主な取り組み

- 市内の事業所と要支援者発見通報の協定を締結 【地域福祉課】
- ひきこもりに悩む家族の相談支援の実施 【社会福祉協議会】

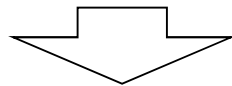
- 認知症の啓発の実施 【高齢福祉課】
- 亀岡市セーフコミュニティ推進事業の実施 【自治防災課】

成 果

- 地域でより多くの見守り体制を築くため、要支援者発見通報事業の周知に努め、事業所との新たな協定締結を進めた。（H29延べ48事業所・通報件数6件）
- ひきこもり家族教室を通じ、参加者、社会福祉協議会、行政が情報共有しながら継続的な支援を実施した。ひきこもりにより外出の機会が減っていた当事者やひきこもりに悩む家族に対して、社会との交流の機会やひきこもりについて学ぶ機会を提供できた。また年間を通じ実施し、家族同士のつながりづくりも担っている。（年5回延べ47名参加）。
- 「認知症市民公開講座」、「認知症サポーター養成講座」を通じて認知症への理解促進に努めた。
- セーフコミュニティの取り組みにより、高齢者や乳幼児等の安全・安心の取り組みの継続・拡充や自殺対策・防犯対策等の推進により、住民が住みやすいまちづくりにつながった。

【課 題】

ひきこもりや生活困窮者、また認知症などの疾病についての地域の理解は進んできているが、その対応については、社会的な孤立を解決するまでには至っていない。



今後に向けた方向性

【福祉課題の理解促進の強化】

社会的に孤立している人が抱える課題について、住民一人ひとりが「我が事」として受け止め、考えることができる地域社会を築いていく必要がある。そのためにはイベントや講演会等を通じて、各福祉サービス、地域での福祉活動の紹介を行い、地域の福祉課題に対する理解を促進する取り組みを行っていくことが必要である。

【相談支援体制の充実】

様々な複合的な課題を抱える人やその世帯を支援していくためには、地域を含め様々な相談・支援機関が同時に連携を取りながら支援を進める必要がある。対象者への切れ目ない支援を行うためには、更なる連携や情報共有を行うことで支援体制の強化を図る必要がある。

また、文化センター（隣保館）等の既存の公共施設等を相談窓口として位置づけるなど、地域の身近な相談窓口の充実を図る必要がある。

2. 基本目標2 助け合いのできる地域をささえる「人づくり」

【プログラムの体系】

- (1) 市民参加による地域福祉の推進
- (2) 生活支援サービスの活性化に向けた担い手づくり
- (3) 新たな担い手の育成
- (4) 支援のコーディネート機能の充実

(1) 市民参加による地域福祉の推進

主な取り組み

- 自治会やサロンへの訪問 【社会福祉協議会】
- 各福祉団体との連携強化 【社会福祉協議会】
- 認知症家族支援事業の実施 【高齢福祉課】
- 障害者福祉大会等の啓発事業の実施 【障害福祉課】
- 市民活動団体への相談、支援の実施 【市民力推進課】

成 果

- 地域でのサロン活動者を対象とした研修・交流会を実施し、活動者同士のつながりを深めたことで、情報共有や相談をできる人脈の形成につながった。
- 「市民福祉のつどい」の実施を通じ各福祉関係団体と連携を深め、障害者や高齢者などの様々な人が参加できるイベントづくりができた。(実行委員34団体)
- 「家族交流会」・「家族のための認知症講座」を実施し、悩んでいるのは自分だけではないという気持ちを共有し、お互いの悩みを話し合うことで、家族の精神的、身体的な負担を軽減した。
- かめおか市民活動推進センターを拠点として市民活動団体への相談、アドバイス、研修等の支援を実施し、市内での活動を行う後押しをした。(センター登録団体数 82 団体・センター利用者数 7592 人)

【課 題】

地域福祉の重要性についての市民の認知度は増加してきているが、依然幅広く浸透しているとは言えず、障害者、高齢者また外国人等自分とは立場の違う人に対する理解が地域の中で広がっていない。

(2) 生活支援サービスの活性化に向けた担い手づくり

主な取り組み

- 地域包括支援センターを中心とした支援 【高齢福祉課】
- 障害児者のための特定相談支援事業所を指定 【障害福祉課】

- 母子保健と子育て支援の両面からの継続したサポートの実施
【こども未来課】

成 果

- 地域包括支援センターを設置し、高齢者が地域で安心して暮らせる支援の充実を図ったことで、高齢者の介護や日常生活に関わる困りごとへの対応ができた。（センター設置数 5 か所→7 か所）
- 障害児者のニーズや課題に対応し、障害福祉サービスの支給決定につなげるための相談支援を実施したことで、障害者自らが必要なサービスを選択することが可能になった。
- 産前産後の早期から継続し支援する体制を構築し、育児不安や孤立を防止し、子育て期の様々な問題を早期に発見し、対応できた。（子育て世代包括支援センターBCome の設置）

【課 題】

少子高齢化などにより支援を必要とする人が増加する中、様々な支援を担う人の負担が増しており、地域活動の幅も縮小している。人材の確保・育成が課題となっている。

（３）新たな担い手の育成

主な取り組み

- 地域の活動者に対する研修や交流会の開催 【社会福祉協議会】
- ファミリーサポートセンター会員登録者数 1000 人を目指した推進 【社会福祉協議会】
- 生涯学習を通じた様々な学習の場の提供 【市民力推進課】

成 果

- 「亀岡市民大学」や「コレージュ・ド・カメオカ」をはじめとする生涯学習事業を通じ、若い世代への学習の場を提供した。
- 会員の育成をすることで、依頼に対応できる体制を構築した。
（H29 会員数 820 人 → H30(H31.1 末時点)会員数 1014 人）
- 「亀岡市支えあいまちづくり協働支援金」を交付し、地域課題の解決に取り組む市民団体を資金面から支援した。（延べ 95 事業に支援を実施）

【課 題】

地域福祉活動に意欲のある人が地域の活動に参加しやすい環境を作る必要がある。
また、活動の中心となるリーダー層の育成に取り組む必要がある。

(4) 支援のコーディネート機能の充実

主な取り組み

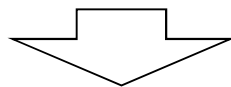
- 市民活動団体の自主的な取り組みへの支援金制度 【市民力推進課】
- コミュニティビジネスを支援する仕組み 【市民力推進課】
- 亀岡市ボランティアセンターの設置、ボランティア活動者のスキルアップ等の支援を実施 【社会福祉協議会】

成 果

- パソコンのスキルアップ講座等を開催するなど、ボランティアのスキルアップとセンターの周知を目的に、毎月7日に「ボランティア7の日」を実施し、市内で活動しているボランティアの事務力向上と関係性の構築に努めた。（センター登録 28 団体、個人登録 13 名）
- 支援金制度を利用し、市民主体で地域の課題解決を図ることが出来た。（延 95 事業へ支援）

【課 題】

各団体の活動を広く周知し、活動が活発に、効果的に行われるよう支援する必要がある。



今後に向けた方向性

【地域福祉に対する理解と人権意識の醸成】

共に支えあう「地域共生社会」を作るためには、地域で暮らす誰もがお互いを理解し尊重し合うことが重要である。そのためには人権三法の趣旨に則り、同和問題や障害者、高齢者、外国人差別等について、様々な立場の人の状況や心情を正しく理解し、年齢や性別、国籍、障害や疾病の有無にかかわらず、尊重し合うことができるよう教育、啓発の機会を提供し、人権意識の醸成を図り、地域や福祉を身近なものとして感じることをきる環境を作っていくことが必要である。

【地域の担い手の確保・育成】

地域では、サロン活動者に対する研修や交流会などを行い、地域活性化を担う人材の育成に努めているものの急速な少子高齢化に伴い、担い手不足が深刻化している。担い手不足により役員等の一定の人材への負担が増している状況であり、そのことがますます新たな担い手の確保につながらないジレンマを抱えている。生涯学習などによる学習機会も設けられているものの若い世代の参加は少なく、担い手の確保に結びついていない。更なる研修の場の提供、情報発信を行い人材の育成を図る必要がある。

【担い手の負担軽減】

支援を必要とする人が増加する中、民生委員児童委員をはじめとする担い手の負担が増えている。地域で活動するNPOなどの団体に対する支援や、相談・支援機関との連携により負担を軽減する取り組みを進める必要がある。

また、見守り対象とすべき高齢者の年齢の引き上げることや、健康な高齢者が担い手となれるような仕組みづくりも必要である。

3. 基本目標3 安全・安心に暮らすための「地域づくり」

【プログラムの体系】

- (1) 災害時の助け合い活動の促進
- (2) 安全・安心のための取り組み・情報共有・相談体制の強化
- (3) 権利擁護体制の充実

(1) 災害時の助け合い活動の促進

主な取り組み

- 避難行動要支援者名簿を活用した安否確認、避難支援の実施
【地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、健康増進課】
- 平常時からの定期的な学習会や連絡訓練、また災害時の聴覚障害者への安否確認の実施 【障害福祉課】
- 防災訓練の実施 【自治防災課】
- 災害時にボランティアを受け入れ、被災地ニーズを把握し円滑に活動を進めるための拠点となる災害ボランティアセンターの設置 【社会福祉協議会】

成 果

- 避難行動要支援者名簿を活用し、自治会や民生委員児童委員等が協力して災害に備えた防災訓練等を実施し、防災への意識向上につながった。
- 災害時に避難行動要支援者名簿等を活用し、要支援者への安否確認を自治会、民生委員児童委員、自主防災会が中心となり実施し、要支援者の安全安心につながられた。
- 災害時、聴覚障害者に対して、メールやFAXを通じ登録者全員の安否確認を実施することが、意思疎通が困難な人の情報源となった。
- 災害ボランティアセンターでは、平常時から防災・減災の取り組みを行った。災害時にはボランティアを派遣、被災者の支援を行い、自力での復旧が困難な被災者の助けとなった。

【課 題】

- 人工呼吸器が必要な人など、通常の避難所や福祉避難所では受け入れが困難な要支援者を誰が、どこに、どのようにして避難させるかが不明確で、支援者に戸惑いが生じている。
- 地域における防災訓練や民生委員児童委員による要支援者への日常からの見守り支援等により、防災・減災の意識向上は進んでいるものの、自治会や自主防災会、民生委員児童委員の連携には地域差が生じている。

(2) 安全・安心のための取り組み・情報共有・相談体制の強化

主な取り組み

- 在宅障害者に対してのピアカウンセリングや介護相談等、情報提供の実施 【障害福祉課】
- 市民課での専門相談員による相談の実施や弁護士による法律相談等の実施 【市民課】
- 高齢者の地域での相談機関として7か所の地域包括支援センターの設置 【高齢福祉課】
- 亀岡市子育て支援センター「かめおかっこひろば」の運営やファミリー・サポート・センター事業の実施 【社会福祉協議会】

成 果

- 在宅障害者に対して障害福祉課に専門資格取得者を配置し、また委託事業所においては24時間365日の相談支援の実施・充実を図り、在宅障害者の安心につなげた。
- 市民相談・消費生活相談では専門相談員を配置し相談にあたったことで、様々な問題を抱えている人が適切な支援を受けられた。(市民相談204件・法律相談334件。行政相談52件、消費生活相談295件)
- 地域包括支援センターにおいて高齢者の地域での相談延べ件数は、10,853件、相談実人数は1,801人となっており、自治会、民生委員児童委員、各介護サービス事業所と連携を図り支援を実施した。
- 子育て支援センターでは身近な相談場所、交流の場所として様々な支援事業を実施し、子育て中の親子が気軽に遊んだり、交流したりできる場を提供できた。(センター利用者は開館以来40万人に到達、一年間では約25,000人が利用している)

【課 題】

障害者、高齢者、子育て等の相談体制の充実を図っているが、相談内容が複雑多様化しており、幅広い市民ニーズへの確実な対応が求められている。

(3) 権利擁護体制の充実

主な取り組み

- 成年後見制度の利用支援や成年後見人報酬助成の実施 【高齢福祉課・障害福祉課】
- 判断能力が十分でない方を対象に本人の意思決定に基づき、福祉サービス利用の援助や日常定期的な金銭管理の支援の実施 【社会福祉協議会】
- 女性の相談ネットワーク会議の開催や女性の相談室の設置 【人権啓発課】

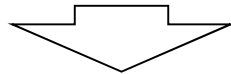
- 地域包括支援センターでの高齢者虐待相談窓口の開設
【高齢福祉課】
- 情報共有と連携強化のための「亀岡市高齢者虐待ネットワーク会議」を開催及び「高齢者虐待対応マニュアル」による役割分担と協力体制の確立 【高齢福祉課】
- 障害者虐待防止の啓発活動の実施 【障害福祉課】
- 児童虐待の早期発見・早期対応に向けた体制整備 【こども未来課】

成 果

- 高齢者、障害者の成年後見制度の利用促進に努め、対象者の権利を守ることにつながった。（H29 市長申し立て4件、報酬助成対象22件）
- 女性の相談支援として専門相談員による電話相談の実施や DV に対する支援を実施し、被害の未然防止や悩みの解決につながった。（H29 相談件数16件）

【課 題】

高齢化、認知症の増加、家族形態の変化などにより、権利擁護のニーズは増加しており、市や民生委員児童委員などの関係者が連携して市民に対して制度の周知をしているものの、いまだ制度の活用が必要な人へ情報が十分に行き届いておらず、制度の活用が十分に進んでいない状況である。



今後に向けた方向性

【避難行動要支援者名簿の活用】

自ら避難できない要支援者に対しての避難支援として、「個別避難計画」の策定ができていないことにより、避難支援に地域差が生じたり、支援者の間で戸惑いが生じたりしている状況である。誰が、どこに、どのようにして避難させるのかを明確に定める「個別避難計画」を作成することで、地域での役割分担を明確にし、連携体制を構築することが必要である。そのためには「避難行動要支援者名簿」の活用方法を十分に周知していく必要がある。

【相談窓口・支援体制の充実】

DV 被害・子育て・高齢者等の相談では、福祉分野だけでなく貧困、就労、教育等の様々な問題が複雑に絡み合っており、専門的な知識を有した人材の確保や育成、分野ごとの支援窓口を横断的につなげる仕組みづくりが必要である。

【生活支援体制の充実】

成年後見人制度利用支援や権利擁護事業には、制度を主体的に担う機関が明確でない状況であり、行政や裁判所、司法書士等の専門家と連携し、専門相談を行う総合的な窓口の設置が必要となっている。今後ますます増加するニーズに対応するため、地域における権利擁護体制の構築を図る必要がある。

4. 住民の意見（策定委員会 ワークショップより）

地域福祉計画ではこれまでも災害時の助け合い活動の促進に取り組んできましたが、地域福祉計画策定委員会では、今までの災害時の経験を今後の取り組みに活かしていくため、地域での現状や今後取り組むべき課題について話し合いました。

1. 近年の災害、被害について感じていること

- 国道 9 号や京都縦貫道が通行止めになり陸の孤島になってしまう。
- 停電に対しての備えが全くできていない。
- 自力で避難できる人、できない人がいる中で、避難所へ行くタイミングがわからない。
- 災害の備えをしているつもりでも、実際はできていなかった。
- 高齢者が多い地域は災害に弱い。
- 災害は、地域によってその状況が全く違っている。（水害・風害・土砂災害）
- 災害対応をしているうちに、普段連絡が取れなくても、災害時にはすぐ繋がりが持てるようになってきた。
- 山間部は、土砂崩れによる道路の不通や電話がかかりにくい等、孤立しやすい環境にある。
- 台風により街路樹に被害がでた。復旧作業を住民が自主的に行ったが、事故等があった場合を考えると、自主的にするのか、行政に任せなのかで意見で分かれている。
- 台風によりアンテナ等が飛んで、別の家の屋根を壊した。災害が次の災害を引き起こしている。
- 歩道が凸凹になっているところがあり、高齢者でカートを使用している人が転倒したりしている。高齢化し、独居の人も多い地域では、避難が心配である。

2. 予測出来る災害・予測出来ない災害について

- 避難時の持出し品等、個人で備えておくことが必要である。
- 暴風を伴う台風被害は亀岡市でも初めてであり、雨戸を打ち付ける等の備えが出来ていなかった。
- 「これまで通り大丈夫だ」という感覚は、通用しない。
- 高齢者のみ世帯では備えに対しても、復興に向けても弱いと感じる。

- 普段から地域の中で世代間交流が必要である。また多世代と一緒に暮らすことを行政からも推進してほしい。
- 避難情報を知っていても、なかなか避難行動につながらない。地域や隣近所での声かけが必要である。避難情報を上手く活かせていない。
- 予測できない災害への対応は難しいが、備えは予測出来る災害と同じく必要である。
- 寝室の家具や吊り照明などはあらかじめ対策を講じておく。

3. 災害後の対応復旧に向けて

- 避難所は生活がしづらく、特に障害者、傷病人は厳しい状態になる。またプライバシーが守られてない中での生活も大変である。
- 避難所を避けて、車中で過ごす人に対しての対策が必要である。
- 福祉避難所の早期開設や、避難所の広報が必要である。
- 世代間交流を普段から進め、世代間で災害対応の知識や経験を共有していくことが必要である。
- 地域によって災害の特徴が違うので、過去の災害や地域の特徴を共有し、受け継いでいく中で、備えをしていく必要がある。地域で認識を一つにしていけることが大事だと考える。
- 今後もこうした大きな災害が起こりうる。災害に対し、行政、地域、個人がそれぞれ、危機感を持って備えていくことが必要である。
- 市内からの災害ボランティアが少ないと感じた。情報がきちんと伝わっていないのではないかと、きちんと情報が得られれば、市内からもボランティアが来ていたと思うし、適材適所で対応できたと思う。
- 要支援者名簿の対応を考える必要がある。あまりにも民生委員に負担をかけすぎている。個々の要支援者に対し特定の支援者を決める必要がある。
- 要支援者と支援者の間で、平常時から信頼関係を作る必要がある。「あなたの意見なら一緒に避難しよう」と思ってもらえる信頼関係が必要である。
- 要支援者の避難に際しては、個々の行動計画が必要である。具体的に5W1H、さらにHow much（経費）も必要である。
- 避難行動要支援者名簿の情報は、年に1回ではなく、1ヶ月に1回ぐらいの頻度で情報共有出来るような体制が必要である。
- 子どもの避難について、災害時集団下校しても、家に保護者がいないことがある。そうした場合どうするのか考える必要がある。学校が避難所の場合は下校させないというのも1つではないか。

第4章 次期改定に向けた取り組みの方向性

第3章の取り組みの検証をもとに、本市の現状や法改正を踏まえ、強化すべき方向性を明確にし、次期改定に向けた取り組みを推進します。

1. 今後強化すべき取り組みの方向性

改正社会福祉法では、「地域共生社会」の実現のため、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境や地域において解決が困難な課題に対して専門機関との協働によって解決を図る包括的な相談支援体制を整備していくことが求められています。本市においても生活困窮者自立相談支援窓口、地域包括支援センター、社会福祉協議会等様々な機関が連携し相談支援体制を構築し、地域の公共施設等も活用しながら、より身近な相談支援の充実を図っていく必要があります。

1. 地域で暮らす誰もが地域社会の一員であり、それぞれが尊重し合い、地域の中で支え合い、助けあうことが大切です。こうした仕組みを作っていくためには、地域住民が地域福祉活動に関心を持てるよう、参加や学習の機会を確保し、地域で活躍できる人材を育成する必要があります。
2. 年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、すべての人が自らの権利を理解し尊重される地域社会を目指します。
また、高齢者や障害者など自らの意思で決定することに困難を抱える人が、日常生活で本人の意思が尊重されるよう支援していく必要があります。
3. 災害時に支援が必要な人に対して、関係団体が相互に役割分担しながら連携し、支援することのできる体制の構築が必要です。

第5章 重点的に取り組む事項

第4章での取り組みの方向性を踏まえ、様々な課題を解決し、地域福祉を推進するため、次期改定に向け、下記の事項についてさらに取り組みを進めていきます。

1. 重点項目1 地域ネットワークの強化と人材の育成

施策の方向性

地域住民一人ひとりが「我が事」として地域のことを考えるためには、それぞれの人権をお互いに尊重し合える環境づくりを推進すると共に、ボランティア活動や福祉活動への参加を促進することで地域活動への参画意欲を高める取り組みが必要です。

主な取り組み

担い手の育成

- 思いやりの心を育てる啓発事業の実施 【人権啓発課】
- ヒューマンフェスタなどの人権講演会・イベントの開催
【人権啓発課】
- 窓口におけるマグネットボード、デジタルサイネージの設置などによる合理的配慮の周知啓発 【障害福祉課】
- 『亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例』の内容周知
【障害福祉課】

お互いに理解し尊重し合うことができるよう様々な機会をとらえ、積極的に啓発するなど人権意識の醸成や合理的配慮の周知に努め、地域課題を正しく理解し、主体的に取り組める人材の育成を図ります。

地域福祉への関心を持つ機会

- ボランティア活動への参加促進
【地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課】
- NPO等の団体に対してのボランティアマッチングや研修事業などの支援 【市民力推進課】
- 高齢者の社会参加・生きがいづくりの促進 【高齢福祉課】

ボランティア活動の啓発により理解や関心を高め、参加者の拡大を図ると共に、もっと地域活動に関わりたいと考える人に対し、活動の場づくりに努めます。

専門機関や公的機関との連携

- 地域で解決が困難な課題を行政や専門機関と連携して解決する仕組みづくり 【地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、健康増進課】
- 生活困窮者自立相談支援事業ネットワーク推進会議・セーフコミュニティかめおか自殺対策委員会の開催
【自治防災課 地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、健康増進課、市民課、社会福祉協議会】
- いのち支える相談窓口や女性相談窓口などの身近な相談窓口の充実
【地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、こども未来課、人権啓発課、市民課】

地域の身近な相談窓口として、市役所、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、地域子育て支援センター、文化センター（隣保館）、社会福祉協議会、自立相談支援機関等様々な関係機関が連携しながら地域福祉の課題に対する相談支援の取り組みを進めます。

【コラム①】 地域の人に参加しやすい取り組みとは・・・

地域の人に担い手として参加してもらうために大切なこととして、「楽しい」、「自らの専門性が生かせる」ことが挙げられます。ボランティアとして「仕事をしに来てもらう」ではなく、「意欲のある人や得意分野を生かせる人に主体的に来てもらう」への転換を行うことで、各個人がこれまで培ってきた技能や能力を発揮・披露できる機会を作り、担い手づくりにつなげていくことができます。「自分が得意で取り組んだことが人のためになっている」と実感できるなど、自らが進んで参加できるような仕組みづくりが必要です。

2. 重点項目2 生活支援体制の充実

施策の方向性

誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、様々な福祉サービスの利用援助や成年後見制度の利用が必要です。

こうした制度の周知を図ると共に、今後増加していくニーズに対応するため制度の充実を図ります。

主な取り組み

障害者・要介護高齢者、認知症等の疾病への理解

- 障害の特性に応じ手話通訳、要約筆記、点訳、音訳等のコミュニケーション支援者の活動支援 【障害福祉課】
- 認知症市民公開講座などの障害、介護、疾病等の各種イベント講演会での理解促進啓発活動 【障害福祉課、高齢福祉課、健康増進課】

障害のある人や要介護高齢者等が安心して地域での自立した生活を送ることが出来るよう、社会的障壁除去のための合理的な配慮について、周知や理解が進むよう、一層の啓発に努めます。

生活支援制度の周知

- 成年後見制度の周知 【高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉協議会】
- 制度利用希望者への手続き支援 【高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉協議会】

判断能力が十分なうちに成年後見制度を理解し必要となった場合に制度利用につながるよう普及・啓発に努めると共に、成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、適切な支援に繋げるようネットワークの強化を図ります。

権利擁護体制の強化

- 市民後見人等の養成 【高齢福祉課、社会福祉協議会】
- 権利擁護に係る相談支援体制の強化 【高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉協議会】

成年後見制度の利用に関する相談から申し立てに至るまで適切に支援できるよう権利擁護に係る体制の強化を図ります。

【コラム②】 利用しやすい相談窓口とは・・・

社会福祉協議会の亀岡駅前出張総合相談窓口のように、通勤や通学、買い出しのついでに立ち寄ることができるほど、地域住民にとって身近であり、様々な悩みなどの相談ごとを気軽に話せる窓口であることが大切です。

また、認知症カフェなどのカフェという空間を利用したアットホームな場所は、ほっと一息つきながらも、専門家が話を聴いて具体的なアドバイスをしてくれたり、同じような立場や経験を持つ人と出会い、語らうことができたりします。このような地域住民にとって相談しやすい環境が整っているということも相談しやすい窓口として大切なことです。



3. 重点項目3 地域における災害時要配慮者支援

施策の方向性

災害時に行政ができる対応には限界があり、地域住民による自助・共助による対応が必要です。平常時から要支援者を把握し、地域全体で防災・減災の取り組みを進めます。また一人ひとりの防災意識を高めることで、自身や周りの人々の減災に繋がります。

主な取り組み

避難行動要支援者名簿の対応

- 災害時に自力で避難できない要支援者の個別避難計画の作成や平常時からの避難行動要支援者名簿の活用 【地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課】

災害時にスムーズな避難誘導ができるよう、避難訓練等に名簿を活用するほか、家族、民生委員児童委員、自治会、地域の支援者が協力し、避難行動要支援者名簿に掲載されている方の個別避難計画の作成を促進します。

要配慮者への対応

- 一人暮らし高齢者等配慮が必要な人の把握
【自治防災課、地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課】
- 聴覚障害者・手話通訳者会との災害時の対応体制の構築
【自治防災課、地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課】

避難行動要支援者名簿に掲載されていない人で、避難に配慮が必要な一人暮らし高齢者等について、民生委員児童委員の協力のもと把握に努め、災害時の支援に繋がります。

また、災害時のコミュニケーションが困難な人に対して手話通訳者会との対応体制充実を図ります。

自治会・民生委員・自主防災会等との連携

- 災害時要支援者に対する連携体制の構築
【自治防災課、地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課】

災害時に支援者となる行政、自治会、民生委員児童委員、自主防災会等、相互の連携を密にし、それぞれに役割を分担しながら円滑な支援に繋がります。

【コラム③】ボランティアの参加者を増やすには・・・

近年頻発する災害に備え、災害ボランティアセンターのボランティア登録者数を増やしていくにはどうすればいいか。ボランティア参加者の多くはテレビなどで話題になっている被災地へ行くことが多く、地元や近隣の被災地への参加は少ない傾向にあります。その要因の一つとしては、災害ボランティアの募集を知る機会が少ないことが挙げられます。こうしたことから直接、ボランティア団体などへ情報提供を行うことや日ごろから災害ボランティア活動について知ってもらう機会を増やしていくことが大切です。

【コラム④】地域で災害を考えること

災害の備えとして、日頃から災害時の対応について考えることが必要です。地域住民や民生委員児童委員、行政、その他関係機関などが連携して、防災訓練を実施することで、地域の防災意識を高めていくことが大切です。

例えば、災害時に支援が必要な要配慮者に対しての安否確認や避難支援について確認すること、また地域住民一人ひとりが災害に対する地域の特性を理解し、避難経路を考えることなど防災への正しい知識を地域全体で習得し、共有できるような取り組みを進めていくことが必要です。専門的な知識の習得のため、研修を受講したり、防災に役立つ資格を取得したりする機会を作っていくこともよい方法です。

既に自治会や民生委員児童委員、行政、地域包括支援センターなどの関係機関が協力して災害模擬訓練を実施し、災害に備える動きも始まっています。

第6章 計画の推進に向けて

1. 多様な関係団体の連携

ボランティア団体、NPO等の各種団体や自治会、地区社会福祉協議会等は各団体の特性を生かしながら、その活動の中で地域福祉を推進していくことが必要です。また地域住民の身近な団体として地域の課題を把握し、相談・支援を行う専門機関に繋ぐなど団体間の連携・協力、さらには住民との協働による課題解決に向けて取り組みます。

2. 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域福祉の推進において中心的な役割を担う団体として位置づけられ、社会福祉を目的とする様々な事業を地域に密着し組織的に実施しています。

本計画においても 社会福祉協議会を地域福祉の重要な担い手として位置づけるとともに、同協議会が策定する「地域福祉活動計画」と車の両輪のように相互に連携を図りながら、各施策の推進を図ります。

3. 計画の次期改定に向けて

今回の中間見直しでは、現計画の計画期間である平成32（2020）年度までに強化すべき重点項目及びその具体的な施策について取りまとめました。

今後、こうした取り組みを着実に実施し、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」の推進を図ると共に、地域福祉課題の解決を図っていかねればなりません。

また、平成33（2021）年度からの次期改定計画では、「地域共生社会」の実現に向け、現在取り組みが進められている「地域包括ケアシステム」や改正社会福祉法で盛り込まれた「包括的な支援体制の整備」の推進について定めていくことや、計画における施策や地域における活動の進捗を管理し、方向性の確認を行うことなど、より効果的な計画への改定も必要となります。

今後、次期改定に向けて、行政、地域住民、社会福祉協議会等の関係団体が協働して取り組むと共に、既存の資源の有効活用、潜在的な資源の掘り起こし等を進め、より地域の実情に即した計画となるよう取り組みを進めていきます。

また、国の方針である「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた取り組みについても次期計画の中で進めていくこととなります。

近年、社会問題となっているひきこもりや自殺、認知症などの地域における課題を地域住民それぞれが「我が事」としてとらえ、「待ち」の姿勢では

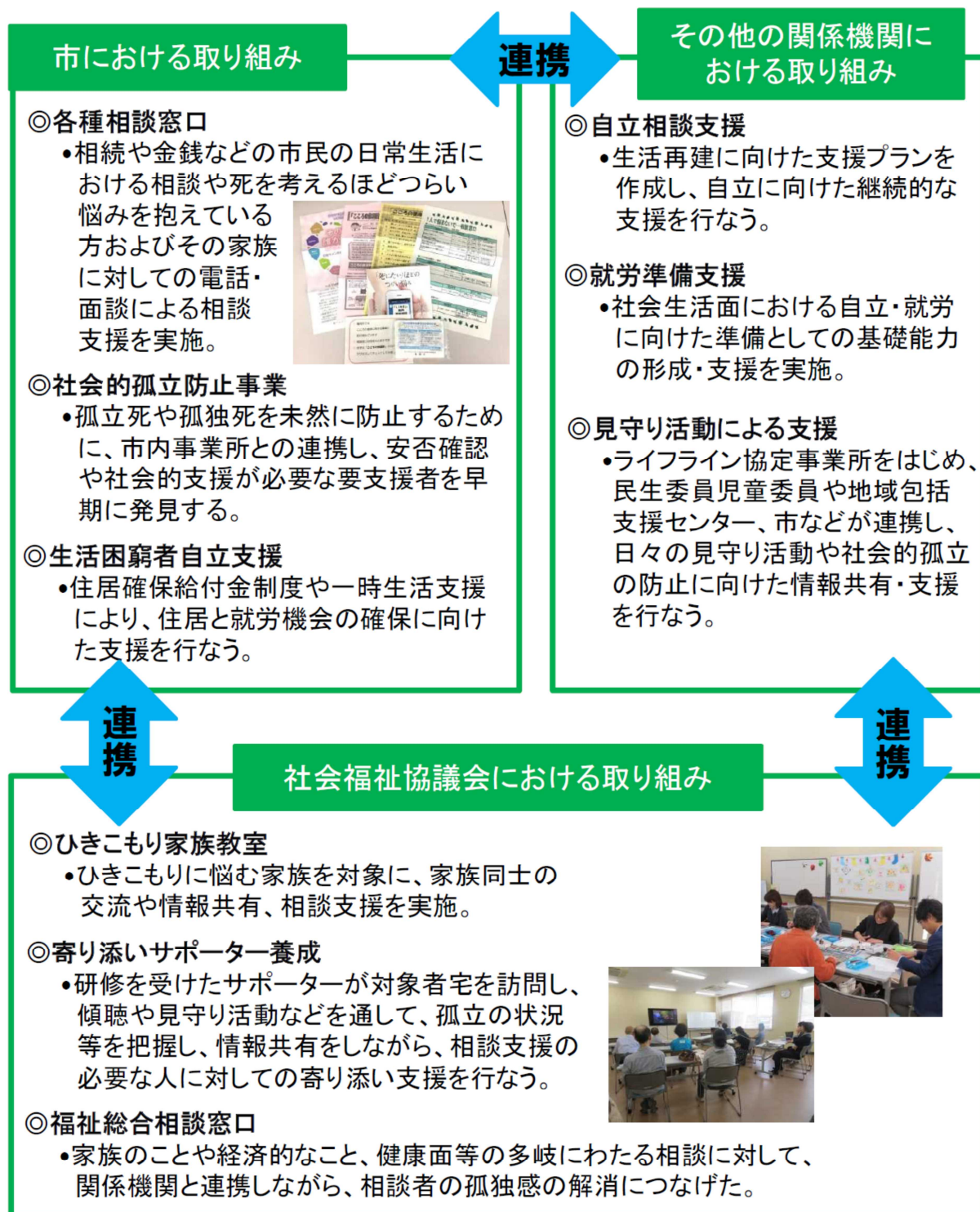
なく、「予防」の視点から地域住民が主体的に地域問題の解決に向けた取り組みを行っていく必要があります。それらの取り組みを促進するためには、地域課題を正しく理解するための教育や啓発などの環境整備を進めることが必要です。

また、それらの問題における相談を包括的に受け止めるため、生活困窮者自立相談支援機関や地域包括支援センター、社会福祉協議会、さらには地域における文化センター（隣保館）など既存のあらゆる相談・支援機関との連携を深め、横断的な相談支援体制の構築に向けた検討を進めていきます。

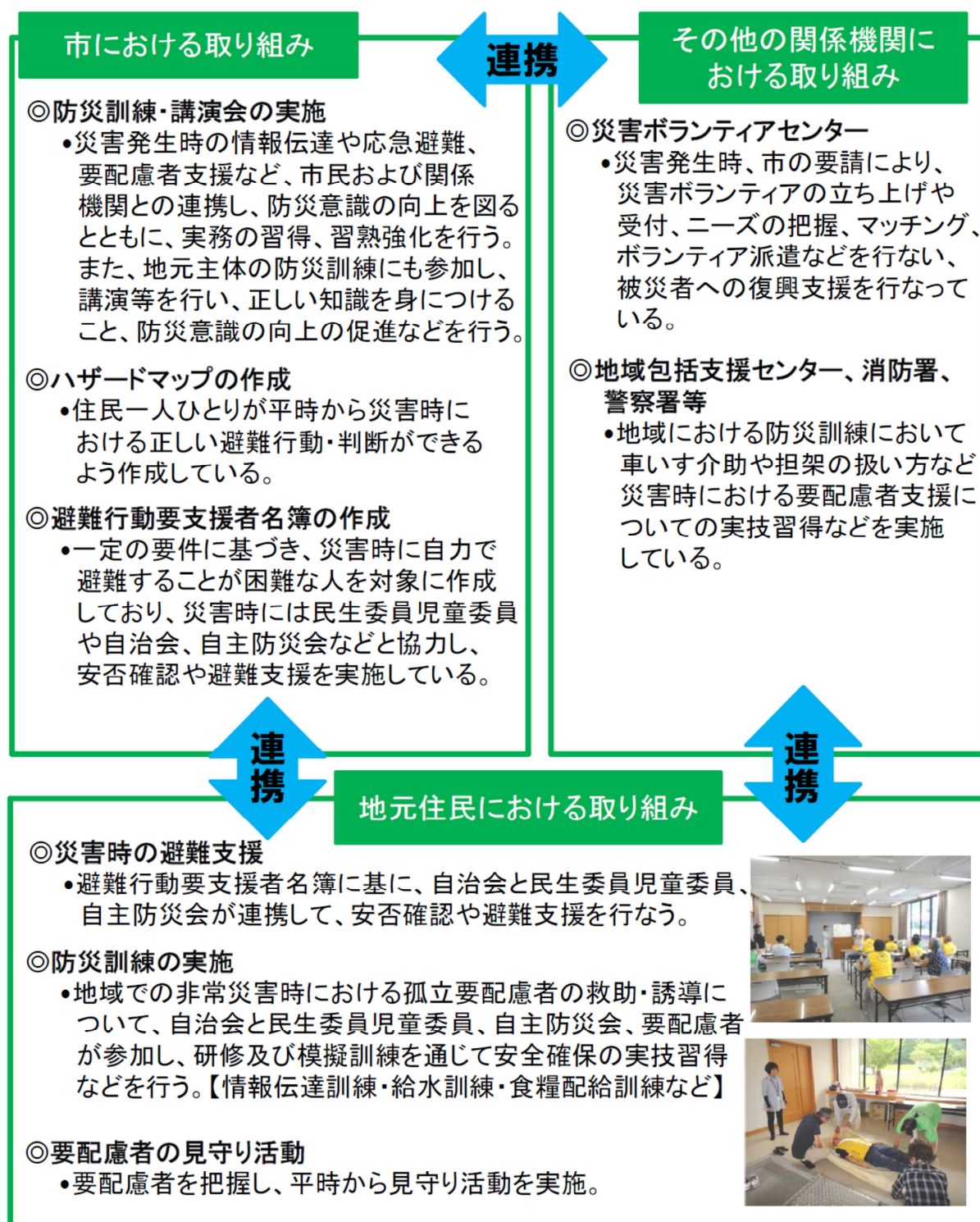


◆ 参 考 資 料

生活困窮者支援と社会的孤立防止の取組事例



災害時の助け合い活動の促進に関する取組事例



■ 亀岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成16年7月1日

告示第129号

改正 平成22年4月1日告示第58号

平成25年3月29日告示第35号

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、市民、福祉活動者、福祉事業者等との共働により、地域福祉の推進を図ることを目的とした亀岡市地域福祉計画を策定するため、亀岡市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、地域福祉計画の策定に関する事項について、調査、研究等を行い、市長に提言するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、有識者、福祉活動者、福祉事業者、地域活動団体、その他市民のうちから市長が委嘱又は任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が完了するまでの期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において行う。

(平22告示58・平25告示35・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則 (平成22年告示第58号)

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則 (平成25年告示第35号)

この告示は、平成25年4月1日から実施する。

■ 亀岡市地域福祉計画策定委員会委員名簿

代表分野	委 員 名	所属団体名等
有識者	おかざき ゆうじ ◎岡崎 祐司	佛教大学
	みやけ もとこ 三宅 基子	京都学園大学
	あおき よしこ 青木 好子	京都学園大学
市民代表者	やまもと しんのすけ ○山本 眞之介	亀岡市自治会連合会
	まつい こ 松井 やす子	亀岡市民生委員児童委員協議会
	やまき しげる 山木 茂	亀岡市老人クラブ連合会
	さかい ただしげ 酒井 忠 繁	亀岡市身体障害者福祉協会
	や ぎ たつお 八木 辰夫	亀岡市青少年育成地域活動協議会
	もり よしゆき 森 良之	市民委員
	と だ ゆ り え 戸田 百合恵	市民委員
福祉事業者	たけおか けいこ 竹岡 恵子	亀岡市社会福祉協議会
	にしだ とものり 西田 智 則	亀岡市ケアマネージャー連絡会
福祉活動者	や の たかひろ 矢野 隆 弘	亀岡市社会福祉施設協議会
	にしむら たか み 西村 隆美	亀岡ボランティア連絡協議会
行政機関	やまもと あきら 山本 明	京都府南丹保健所

※ 順不同 敬称略

※ ◎は委員長、○は副委員長

改定亀岡市地域福祉計画 中間見直し報告書

発行 平成31年3月

亀岡市 健康福祉部 地域福祉課

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

TEL : 0771-25-5029 FAX : 0771-24-3070

E—m a i l fukusi-suisin@city.kameoka.lg.jp